

高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、地域資源である太陽光を活用し、2050年カーボンニュートラル実現に向けたCO₂の削減の取組を推進するため、自家消費を行う太陽光発電設備の導入促進を図ることを目的に、次条に規定する補助対象事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町村内で自ら居住し、又は居住を予定している専用住宅に太陽光発電設備及び蓄電池設備の両方を導入する個人（以下「間接補助事業者」という。）に対し、発電した電力は専ら住宅において消費することを条件として、導入に要する費用の一部（間接補助金）を市町村が補助する事業とする。ただし、間接補助事業者が、既に当該専用住宅に太陽光発電設備を導入している場合であって、市町村が蓄電池設備のみの導入に要する費用の一部を補助する場合には、補助事業とすることができる。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 前条の規定にかかわらず、県の他の補助事業として採択された事業は、補助事業から除く。

(補助金の交付の申請)

第5条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（事業費の30パーセント以内の減額又は事業間の配分の変更をいう。）又は知事が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 間接補助事業者に県税の滞納がないこと。
- (12) 市町村は、間接補助金の交付に当たっては間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。

(補助金の交付の決定の通知)

第7条 知事は、第5条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の申請の取下げの期日)

第8条 市町村が規則第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請の取下げをすることができる期間は、補助金の交付決定の通知後15日以内とする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、市町村又は間接補助事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(現場検査)

第10条 市町村は、補助事業について、必要に応じて現場検査を行うものとする。

2 知事は、市町村から要請があった場合は、前項の規定による現場検査に職員を同行させることができる。

(実績報告)

第11条 市町村は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、市町村又は間接補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(報告等)

第15条 知事は、市町村に対して、補助事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、必要に応じて勧告若しくは助言をすることができる。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 15 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 9 条、第 14 条及び第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

（1）補助率及び補助金額

補助金額は、住宅用太陽光発電と蓄電池設備の設置に対する補助金額の合計額とする。

間接補助率とは、市町村が間接補助事業者の間接補助金を交付する際の1kW当たりの補助額のことをいう。

補助対象事業	補助率及び補助金額
1 住宅用太陽光発電設備設置	補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量に、以下のいずれかの補助率を乗じた額以内とし、上限を1件当たり10万円とする。ただし、間接補助率が7万円/kWを超える場合には、補助金を交付しない。 （1）間接補助率が、4万円/kW未満の場合 補助率は、間接補助率に2分の1を乗じた率とする。 （2）間接補助率が、4万円/kW以上かつ7万円/kW以下の場合 補助率は、20千円/kWとする。
2 住宅用蓄電池設備設置	補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として2万円/kWを乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。

（2）補助対象経費については、市町村が定める補助要綱のとおりとする。

別表第2（第6条、第9条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。